

平成16年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株 式 会 社 新 生 銀 行
取締役社長 八 城 政 基

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当行第4期定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご参照のうえ、平成16年6月23日（水曜日）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使サイト】

パソコンから議決権の行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記37頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

記

1. 日 時 平成16年6月24日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
新生銀行 本店 1階新生ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第4期〔平成15年4月1日から平成16年3月31日まで〕営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第4期利益処分案承認の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(34頁から35頁まで)に記載のとおりであります。
第4号議案 自己株式取得の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(36頁)に記載のとおりであります。
第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

(添付書類)

第4期〔平成15年4月1日から
平成16年3月31日まで〕営業報告書

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果等

【金融経済環境】

当期の金融経済環境を顧みますと、期初においては深刻なデフレによる金融不安も懸念されたものの、金融問題に対する政府の姿勢を受けて株価は次第に上昇に転じ、これに加えて着実なリストラの進展を通じて企業業績が改善し始めたこと、新三種の神器に代表されるデジタル関連機器に対する需要が盛り上がってきたことなど、国内要因に明るさが出てきたことに加え、中国をはじめとする需要拡大に伴う輸出環境の好転等が後押しをし、企業の設備投資マインドの高まりなど前向きな動きが顕著になってまいりました。金融システムに関しては、株価上昇と相俟って、大手行は金融再生プログラムの達成が視野に入ってきているほか、格付が改善する銀行も現れてきており、平成17年4月のペイオフ完全解禁を睨んで地域金融機関に焦点が移って来てはおりますが、大規模な金融システム不安は遠のいております。こうしたことから、日経平均株価は4期ぶりに前年度末を上回る水準で期末を迎え、回復基調が鮮明になっております。

一方、海外においても、イラク戦後処理の混乱に伴う世界的なテロ懸念や高病原性鳥インフルエンザの発生など不安定要因は継続しているものの、減税効果とともに雇用にも改善傾向が見られる米国経済や重症急性呼吸器症候群の終結に伴い再び力強い成長を続ける中国経済の動向等により世界的な景気の上昇傾向が継続しています。

以上のような環境下、国内短期金利は日銀の量的緩和政策により、ほぼゼロの水準で推移、国内長期金利につきましては夏場にかけて急騰し、金融市場が動揺する局面もありましたが、日銀が量的緩和政策に対して強いコミットを表明したことを受けて次第に沈静化、期末にかけては、株価上昇に連れ跳ね上がって引けましたが、大きな混乱にはつながっておりません。また、円/ドル為替レートは、わが国の景気回復期待に伴って円高が進行し、これに対して政府・日銀が史上最大規模の円売りドル買い介入を行い、一時は押し下げに成功したにも拘らず、国際社会の反発を招いたことから介入機運が薄れ、円が急伸、期末日に一時103円台をつけており、素材価格の高騰とあわせて、わが国景気回復への懸念材料となっております。

【営業の経過及び成果】

（経営の新たなステージ）

皆様のお陰をもちまして、当行は、平成16年2月、東京証券取引所第1部に再上場することができました。新生銀行として新たにスタート致しましてから約4年の間に、資産内容の健全化と強靱な財務体質への転換、投資銀行業務と新しいタイプのリテール業務を両輪とするビジネスモデルの確立に取り組んでまいりましたが、再上場はその成果の現れと考えております。

この新しいビジネスモデルのもとで、より幅広いサービスを提供させていただくため、平成16年4月1日、当行は、従来の長期信用銀行から普通銀行に転換致しました。今後は銀行法に基づく銀行として、従来以上にお客様のニーズに沿った様々な商品・サービスを提供させていただくとともに、上場企業としての責務を果たし、皆様のご信頼にお応えしていく所存です。

また、当行は、今年度の定時株主総会の終結の時をもって商法上の「委員会等設置会社」に移行致します。当行は、これまでも、取締役会の過半を国内・国外の社外取締役により構成し、監査役全員と2名の社外取締役からなる監査委員会を設置することで業務執行に対する監視・監督体制を整備する他、人事委員会、経営委員会等の設置により意思決定の透明性を確保するなど、独自にコーポレートガバナンスの強化を進めてまいりました。今般、「委員会等設置会社」へ移行することにより、業務執行を行う機能とそれを監督する機能を明確に分離し、過半が社外取締役により構成される監査委員会、指名委員会、報酬委員会を設置し、新たに設置される執行役への大幅な業務執行権限委譲により、一層の経営監督機能の強化および迅速な経営の意思決定が行える経営組織体制を作りたいと考えております。

（当期の営業の経過及び成果）

このような状況のもと、当期の主な営業の経過は以下のとおりです。

リテール分野では、総合口座「PowerFlex」の利便性にご好評をいただき、平成16年3月末の同口座数は60万に達しました。また外貨預金や投資信託等の販売が伸びており、手数料収入の増強につながっています。

店舗網につきましては、八王子支店のフィナンシャルセンター化により、全店舗の新生フィナンシャルセンター化を完了致しました。汐留シオサイトや六本木ヒルズといった、大型再開発地区内唯一のフルサービス銀行店舗の開設に加え、デイリーヤマザキとのコンビニバンク提携を行い、さらに京浜急行電鉄や相模鉄道の駅構内へのATM設置を進め、お客様の利便性をより一層強化しております。

また、東京駅近隣に開設した住宅ローン専門店舗を含め、計4ヶ所に住宅ローンセンターを設置するなど、住宅ローンの営業体制を強化しており、「パワースマート住宅ローン」の平成16年3月末の残高は約1,400億円に達しております。

法人分野では、収益基盤の多様化を図るべく拡充してきた投資銀行業務におきまして、これまでの営業活動の成果が結実してまいりました。

証券化業務におきましては、多様な資産に幅広く対応できる体制を整え、企業向けローン、リース、クレジットカード、割賦、消費者ローン、住宅ローン、アパートローン、商業用不動産、不良債権などの各分野において、先進的な実績をあげております。例えば、住宅ローン分野においては、金融機関やノンバンクのALM対策や資産圧縮ニーズを受けて、複数のオリジネーターによる債権をまとめて証券化する手法で、892億円の証券化を平成15年3月に実施致しましたが、本件は、国際金融専門誌『IFR』より同年の国内証券化商品における「ディール・オブ・ザ・イヤー」を受賞、また日経公社債情報においても同年の証券化商品の中でベスト・ディールに選ばれました。同様の手法による証券化はシリーズ化され、平成15年10月に970億円、平成16年3月にも735億円の証券化を実施致しております。また、割賦分野においては、従来は技術的に取扱い困難とされていた、サービス関連の割賦債権を本格的に組み込んだ日本初の案件として、平成16年3月に200億円の証券化を実現致しました。このような実績が高く評価され、『IFR』から、日本における「セキュリティゼーション・ハウス・オブ・ザ・イヤー」を受賞するなど、名実ともに証券化のトッププレイヤーとしての地位を築いております。

また、企業再生への支援や、産業再生機構の下で経営再建中の企業に関して、当行が投資家となっているファンドがその受け皿となるなど、当行の資産の改善で蓄積してまいりましたノウハウを活用することにより、企業再生ビジネスの分野でも業務拡大を目指しております。

こうしたノウハウを活用し、地域金融機関におけるリレーションシップバンキングの機能強化計画を支援するほか、住宅メーカーとの共同事業「パートナープラス」を通じ、住宅購入者に対して30年の長期固定住宅ローンを定型商品として常時提供するなど、幅広いお客様のソリューションニーズに着目した営業展開を図っております。

一方、組織面では11月1日付で投資銀行部門の再編を行いました。これは、顧客担当部店と商品開発専門チームとの更なる一体化により、お客様のニーズによりよくお応えできる柔軟な商品開発を図ることを目的としており、その柱の1つが「ノンバンク・フィナンシャルサービス事業部」であります。新生プロパティファイナンス(株)で、既述の「パートナープラス」を推進しているほか、帝人(株)から同社子会社の個品割賦事業を譲受け、新生セールスファイナンス(株)としてスタートさせるなど、同部を中核組織として、グループ機能を通じたノンバンクビジネスの強化・拡大を推進し、今後、投資銀行、リテール業務に続く第三の柱として位置付けていく予定です。

中小企業向け貸出につきましては、社長を委員長とする中小企業向け貸出取引推進委員会を中心に、全行的に取り組みました結果、平成15年度期末目標を達成する見込みです。

バランスシート構造につきましては、回収や債権売却等不良債権の最終処理に取り組んだ

結果、金融再生法ベースの開示債権は平成16年3月末現在で1,000億円を下回り、不良債権比率は3%まで低下しております。資金調達面では、コスト削減に向けた調達構造の見直し・多様化を進めております。格付の向上やお客様からの信任の高まりに伴い、債券・預金ともに調達コストは低下しております。預金については、個人のお客様に加えて、法人のお客様との取引も着実に進展しており、調達基盤が拡大しております。

当行のこのような財務内容の改善を評価し、日本格付投資情報センターが平成15年4月に当行長期格付をBBBからBBBプラスに、スタンダード&プアーズ社が同年6月に長期格付をBBBマイナスからBBBに、平成16年1月に短期格付をA-3からA-2に、ムーディーズ社が平成15年12月に長期預金格付をBaa2からBaa1に、銀行財務格付をDマイナスからDに、それぞれ引き上げております。また同年8月には日本格付研究所からAマイナスの長期格付を新規に取得致しました。

この結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

(債券)

平成15年度は、バランスシートのスリム化に対応したこと及び普通銀行への転換後の資金調達も睨み、所要の金額を着実に調達致しました。

この結果、割引債発行高は期中172億円減少、利付債発行高は期中5,089億円減少し、期末発行高合計は1兆3,622億円となりました。

(預金・譲渡性預金)

総合口座「PowerFlex」の利便性が好評を得たことに加え、顧客ニーズにマッチした預金商品を販売し、預金は期中345億円増加したことに加え、譲渡性預金は期中1,410億円増加し、預金・譲渡性預金合計の期末残高は、1,755億円増加の2兆7,784億円となりました。

(貸出金)

貸出金については、ノンリコースローンなど新しいタイプの貸出に注力致しましたものの、主要取引企業の有利子負債圧縮の動きが続いたことに加え、設備投資関連の資金需要低迷等により貸出金の返済が進み、さらに不良債権の回収および譲渡(「解除権」行使による預金保険機構宛て譲渡を含む)等を実施したことから、期中4,553億円減少し、期末残高は3兆2,178億円となりました。

但し、経営健全化計画に基づく中小企業向け貸出残高につきましては、全行挙げての積極的な取り組みにより、目標を達成する見込みです。

(有価証券・商品有価証券)

バランスシートの効率的運営により、国債残高の圧縮を進めた結果、当期の有価証券は、期中2,597億円減少し、期末残高は1兆5,082億円となりました。

また、特定取引資産に計上している商品有価証券は、期中2,333億円増加し、期末残高は4,455億円となっております。

(外国為替・内国為替取扱高)

当期の外国為替取扱高は、前期より12億35百万ドル減少し、107億15百万ドルとなりました。

また、内国為替取扱高につきましては、前期より3兆362億円減少し、26兆506億円となりました。

(損益)

損益につきましては以下のとおりであります。

収益面につきましては、戦略業務として注力してきたクレジットトレーディング業務を中心とする金銭の信託運用益や証券化業務による収益等投資銀行業務の収益が寄与したほか、ノンリコースローンなどの新しいタイプの貸出は順調に伸び、非金利収益は53億円増加の750億円となりました。一方、当初計画で見込んでおりました「貸出資産の購入」も含めた資産の積み増しが、環境の変化もあって伸び悩んだことにより、資金運用収益は323億円減少の878億円となりました。その結果、経常収益は270億円減少の1,628億円となりました。

経常費用は、過年度発行の利付債の償還が進んだことに加え、格付向上等により資金調達費用が減少したこと、更に、前期に実施した米国社債投資の減損処理という一時的な要因がなくなったこと等から、337億円減少の1,180億円となりました。このうち、営業経費につきましては、既往業務では極力抑制的運用に努めたものの、新たな業務展開に資源を投入したことから前期比1億円増の654億円となりました。

以上により、当期の経常利益は67億円増加の448億円となりました。また、銀行の本業の利益指標たる実質業務純益(＊)は21億円増加の474億円となっております。なお、当行では、クレジットトレーディング業務を本業の1つの柱として注力しており、同業務を中心とする金銭の信託運用損益を実質業務純益に含めております。経費控除前の実質業務粗利益(金銭の信託運用損益を含む)は26億円増加の1,115億円となり、実質業務粗利益に対する営業経費の割合は前年度の60%から59%に低下しております。

不良債権処理につきましては、一般貸倒引当金は198億円の取崩、個別貸倒引当金は10億円の繰入で計188億円の取崩となり、これを特別利益として計上しております。更に、東京都の事業税還付金26億円(益)や動産不動産処分損16億円等が加わり、税引後の当期

純利益は62億円増の653億円となり、経営健全化計画の650億円を達成することができました。

また、1株当たりの当期純利益は45円23銭となりました。

なお、連結ベースでは、経常収益1,723億円、当期純利益664億円となっております。

(*) 実質業務純益 = 業務粗利益 + 金銭の信託運用損益 - 経費 (除く臨時処理分)

(資本)

以上の損益状況の結果、当期末の資本の部合計は489億円増の7,292億円となりました。自己資本比率は、単体・連結とも約21%となり、十分な自己資本を有しております。

【当行が対処すべき課題】

当行は、再上場、普通銀行への転換、委員会等設置会社への移行という経営の新たなステージに入り、お客様の満足度の更なる向上と収益力の強化を図り、健全で収益性の高い新しいタイプの金融機関として確固たる地位を築くべく、以下のような諸課題に取り組んでおります。

新たなビジネスモデルの展開

多様化・高度化するお客様のニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスを提供して行くために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。普通銀行への転換に加えて、新たなビジネスモデルの一層の展開を図ることにより、従来以上にお客様のニーズに沿った様々な商品・サービスを提供させていただきたいと考えております。

リスク管理の高度化とより強靱な財務体質の構築

当行は、先進的な手法・アプローチによるリスク管理の厳正化に取り組むとともに、リスク・リターンを的確に把握することにより、経営資源の最適な配分を実現し、リスク・リターンのバランスのとれた業務運営を行う体制を目指しています。また、資本の質を高めるとともに、これを有効活用し、資金調達基盤の多様化・安定化を進め、より洗練されたバランスシートマネジメント能力の形成に努めます。

コーポレートガバナンスの強化と透明性の高い経営

「委員会等設置会社」へ移行することにより、業務執行の機能とそれを監督する機能を明確に分離し、過半が社外取締役により構成される監査委員会、指名委員会、報酬委員会を設置し、新たに設置される執行役への大幅な業務執行権限委譲により、一層の経営監督機能の強化及び迅速な経営の意思決定が行える経営組織体制を構築し、コーポレートガバナンスの一層の強化を図り、かつ上場企業としてより透明性の高い経営を進めてまいりたいと考えております。

当行は、重点分野に経営資源を集中的に投入するとともに、従来の金融慣行や枠組みにとらわれることなく、お客様のニーズに合わせ、これまでにない、あるいは他にはない商品・サービスを提供していくため、役職員一体となって取り組んでまいりました。今後も、お客様の求める“より良い”商品・サービスを提供する、常に“一步先を行く”銀行でありたい、これが当行の目指す「ベターバンキング」です。当行は、こうした経営を実践していくことによって、お客様にとって真に有益かつ信頼されるパートナーとなり、お客様の繁栄ならびにわが国経済・産業の発展に貢献していくとともに、企業価値の増大を図ることにより株主の皆様のお託しにお応えしていくことを最大の経営目標としてまいります。

この目標達成に向け、役職員一同誠心誠意努力してまいり所存ですので、引き続きご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注)本文中に記載の業績にかかる金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 営業成績の推移

(単位：億円)

	平成12年度 (第1期)	平成13年度 (第2期)	平成14年度 (第3期)	平成15年度 (当期)
債券発行高	34,839	27,352	18,884	13,622
利付債券	29,650	24,427	18,041	12,952
割引債券	5,189	2,924	842	670
預金	33,028	23,840	26,029	27,784
特定取引負債(トレーディング負債)	4,918	3,476	1,182	903
貸出金	61,835	50,121	36,731	32,178
中小企業向け	23,434	22,642	18,136	18,784
その他	38,401	27,478	18,594	13,393
有価証券	20,524	14,930	17,680	15,082
国債	13,293	9,384	13,478	8,683
その他	7,230	5,546	4,201	6,398
特定取引資産(トレーディング資産)	5,964	5,910	3,564	6,334
総資産	100,512	83,666	67,637	64,063
純資産	5,774	6,173	6,803	7,292
内国為替取扱高	225,561	328,248	290,869	260,506
外国為替取扱高	百万ドル 10,545	百万ドル 9,263	百万ドル 11,951	百万ドル 10,715
経常利益	百万円 96,027	百万円 38,484	百万円 38,089	百万円 44,806
当期純利益	百万円 91,267	百万円 60,738	百万円 59,091	百万円 65,320
1株当たりの当期純利益	円銭 32 16	円銭 20 92	円銭 20 32	円銭 45 23

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「預金」には譲渡性預金が含まれております。

3. 長期信用銀行法施行規則別紙様式の改正に伴い、従来の「当期利益」及び「1株当たりの当期利益」は、それぞれ「当期純利益」及び「1株当たりの当期純利益」として表示しております。

4. 「1株当たりの当期純利益」は、平成13年度まで、当期純利益から当期予定優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く)で除して算出しておりましたが、平成14年度からは「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)等を適用しております。

(3) 決算期後に生じた当行の状況に関する重要な事実

平成16年4月1日、当行は長期信用銀行から普通銀行に転換いたしております。

2. 当行の現況

(1) 資本金の推移

(単位：百万円)

	当 年 度 末	前 年 度 末
資 本 金	451,296	451,296

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 株式の状況

イ. 株式数 発行する株式の総数	普通株式	2,500,000千株
	甲種優先株式	74,528千株
	乙種優先株式	600,000千株
発行済株式の総数	普通株式	1,358,537千株
	甲種優先株式	74,528千株
	乙種優先株式	600,000千株

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は、31億7452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式（以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。）とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

3. 平成15年6月25日開催の第3期定時株主総会決議により、平成15年7月29日付で定款の一部を変更し、発行する普通株式の総数は、2,500,000千株減少しております。

4. 平成15年7月29日付で、普通株式2株を1株とする株式併合を行いました。これにより、発行済株式の総数は、1,358,537千株減少しております。

ロ. 当年度末株主数	普通株式	81,947名
	甲種優先株式	1名
	乙種優先株式	1名

八．大株主

普通株式

株 主 名	当 行 へ の 出 資 状 況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
ニューエルティシービーパートナーズシーヴィ	873,033千株	64.27%	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,006千株	2.94%	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	26,541千株	1.95%	-	-
ジー・ジー・アール・ケイ・マン・エル・ピー	9,269千株	0.68%	-	-
UFJ信託銀行株式会社（信託勘定A口）	8,911千株	0.65%	-	-
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	8,177千株	0.60%	-	-
ザ・チェスマンハットンバンクエヌエイロンドン	5,860千株	0.43%	-	-
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	5,601千株	0.41%	-	-
みずほ信託銀行株式会社（信託Z口）	4,918千株	0.36%	-	-
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	4,641千株	0.34%	-	-

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2．議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

甲種優先株式

株 主 名	当 行 へ の 出 資 状 況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
預 金 保 険 機 構	74,528千株	-	-	-

乙種優先株式

株 主 名	当 行 へ の 出 資 状 況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	600,000千株	-	-	-

二．自己株式の取得、処分等および保有

取得した自己株式

普通株式 1,500株

取得価額の総額 1,191千円

以上はすべて単元未満株式の買取により取得したものです。

処分した自己株式

該当ありません

失効手続きをした自己株式

該当ありません

決算期において保有する自己株式

普通株式 1,606株

第3期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式

該当ありません

(注) 取得価額の総額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
従 業 員 数	2,122人	2,135人
平 均 年 齢	36年9月	36年5月
平 均 勤 続 年 数	10年8月	10年3月
平 均 給 与 月 額	483千円	470千円

- (注) 1. 嘱託、臨時雇員及び海外の現地採用者は含まれておりません。
2. 「平均年齢」、「平均勤続年数」及び「平均給与月額」は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 「平均給与月額」は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所の状況

イ．営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
北海道・東北地区	うち出張所 2店 (-)	うち出張所 2店 (-)
関 東 地 区	19 (2)	16 (-)
(うち東京都内)	(15 (2))	(12 (-))
中 部 地 区	2 (-)	2 (-)
近 畿 地 区	6 (1)	5 (-)
中国・四国・九州地区	3 (-)	3 (-)
国 内 計	32 (3)	28 (-)
海 外	1 (-)	1 (-)
合 計	33 (3)	29 (-)

(注) 上記のほか、当年度末における駐在員事務所は1か所(前年度末1か所)となっております。また、当年度末で39(前年度末42)の金融機関を代理店としております。
また、当年度末において店舗外現金自動設備を61か所設置しております。

ロ．当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
本 店 丸 の 内 出 張 所	東京都千代田区丸の内2 - 3 - 2
六本木ヒルズ支店けやき坂通り出張所	東京都港区六本木6 - 15 - 1
二 子 玉 川 支 店	東京都世田谷区玉川2 - 23 - 2
梅 田 支 店 阪 急 梅 田 出 張 所	大阪府大阪市北区角田8 - 47

(5) 重要な子会社等

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行議決権比率(%)	その他
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務	平成8年 11月27日	5,000	100.00	-
新生証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成9年 8月11日	5,500	100.00	-
新生セールスファイナンス株式会社	東京都新宿区	個品割賦業務	昭和62年 12月10日	350	100.00	-
新生インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区	投資顧問業務	平成13年 12月17日	495	100.00	-
Shinsei Bank Finance N.V.(新生キュラソー)	オランダ領アンティールキュラソー島	銀行業務	昭和51年 3月19日	260 (2百万米ドル)	100.00	-
Shinsei Capital (USA), Limited	米国デラウェア州	金融業	平成14年 5月6日	0 (0百万米ドル)	100.00	-

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の重要な子会社を含む連結子会社は51社、持分法適用会社は4社であります。当期の連結経常利益は1,723億円(前年度比288億円の減収)、連結当期純利益は664億円(前年度比133億円の増益)となりました。

3. 新生セールスファイナンス株式会社は、平成16年2月に帝人ファイナンス株式会社から会社分割により個品割賦事業を譲り受け、営業を開始しております。

重要な業務提携の概況

1. 以下の金融機関と提携し、現金自動預払機の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

都市銀行

株式会社埼玉りそな銀行、株式会社東京三菱銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社UFJ銀行、株式会社りそな銀行

信託銀行

住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、UFJ信託銀行株式会社

長期信用銀行

株式会社あおぞら銀行

その他

商工組合中央金庫

2. 株式会社アイワイバンク銀行と提携し、現金自動預払機による現金入出金のサービスを行っております。

3. 郵便貯金と提携し、現金自動預払機の相互利用による現金入出金のサービス及び相互送金のサービスを行っております。

3. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
*取締役会長兼社長	八 城 政 基	
*専務取締役	森 秀 文	
*専務取締役	山 本 輝 明	インスティテューショナルバンキング部門長
取 締 役	石 黒 正	事業法人本部長
○取 締 役	ティモシー・シー・コリンズ	リップルウッド・ホールディングス 最高経営責任者
○取 締 役	ジェイ・クリストファー・フラワーズ	J. C. フラワーズ社 会長
○取 締 役	青 木 昭	日本証券金融株式会社 相談役
○取 締 役	今 井 敬	新日本製鐵株式会社 相談役名誉会長
○取 締 役	榎 原 稔	三菱商事株式会社 取締役会長
○取 締 役	小 川 信 明	弁護士
○取 締 役	マイケル・ジェイ・ボスキン	スタンフォード大学 教授
○取 締 役	エミリオ・ポティン	バンコ・サントナデル・セントラル・イスパーノ 会長
○取 締 役	ドナルド・ビー・マローン	ライトイヤー・キャピタル 会長
○取 締 役	マーティン・ジー・マックギン	メロン・フィナンシャル・コーポレーション 会長兼 最高経営責任者
○取 締 役	デイヴィッド・ロックフェラー	
監査役（常勤）	齋 藤 宏 二	
監査役（非常勤）	須 藤 章	公認会計士
監査役（非常勤）	保 田 眞 紀 子	弁護士

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
 2. ○印は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
 3. 監査役の須藤章及び保田眞紀子の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

なお、当年度中に退任した取締役、監査役はありません。

4. 取締役及び監査役に対する報酬その他の職務遂行の対価

(単位：百万円)

区分	報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	275	月額80
監 査 役	35	月額 8
計	310	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。なお、満期保有目的の債券はありません。

3. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6. 売買目的のための買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

7. 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
動 産	4年～15年

8. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

9. 繰延資産は、次のとおり償却しております。

(1) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(2) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

10. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理については、前期は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）による経過措置を適用しておりましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要については、17. に記載しております。

この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他の資

産」は13,134百万円減少、「その他の負債」は11,761百万円減少、その他資産中の「金融派生商品」は11,237百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は9,864百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当期からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他の負債」は1,089百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は1,568百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は2,657百万円増加しております。

11. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。なお、以下の引当に当たっては、当行株式の譲渡に係る平成12年2月9日付株式売買契約書に定める「貸出関連資産の瑕疵担保」条項（以下、「瑕疵担保」条項という）に基づき、各債権について瑕疵及び減価の状況を勘案した上で、必要となる引当額を見積もっております。当該「瑕疵担保」条項に基づく解除権の行使期間終了後において、解除権行使の可否につき結論に至ったものについては、当該事実の発生した日の属する営業年度において引当額の調整をすることにしております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記29.の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該債務者のうち与信額が一定額未満の債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,344百万円であります。

12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

14. 債券売却関連損失引当金は、将来売却が予定されている債券及びそのヘッジ手段である金利スワップ及び通貨スワップについて、当該債券の売却及びスワップ取引の解約に伴う損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングの上特定し評価しております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各営業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,400百万円、繰延ヘッジ利益は645百万円であります。

17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
20. 当期から連結納税制度を適用しております。
21. 子会社の株式総額 25,909百万円
22. 子会社に対する金銭債権総額 94,525百万円
23. 子会社に対する金銭債務総額 67,860百万円
24. 動産不動産の減価償却累計額 8,367百万円
25. 動産不動産の圧縮記帳額 3,333百万円
26. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。
27. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,545百万円、延滞債権額は68,610百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
28. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,202百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,083百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
30. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は93,441百万円であります。
 なお、27. から30. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
31. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、176,605百万円であります。
32. 貸出債権証券化（CLO - Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の期末残高の総額は、252,601百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を101,647百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額354,248百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

33. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は293百万円であります。

34. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	445,896百万円
特定取引資産	445,352百万円
現金預け金	2,186百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,860百万円
借入金	5百万円
売現先勘定	445,634百万円
債券貸借取引受入担保金	29,275百万円
その他負債	947百万円
支払承諾	2,176百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券162,246百万円及び外国為替52百万円を差し入れております。

35. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は21,124百万円、繰延ヘッジ利益の総額は8,725百万円であります。

36. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金219,297百万円が含まれております。

37. 1株当たりの純資産額 287円41銭

38. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、7,118百万円であります。

39. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下42.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 518,488百万円

当期の損益に含まれた評価差額(益) 870

満期保有目的の債券はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	1,451百万円	2,189百万円	738百万円	749百万円	11百万円
債 券	1,144,666	1,143,923	743	1,328	2,071
国 債	868,743	868,375	367	1,241	1,609
地 方 債	132,035	131,905	129	0	129
社 債	143,887	143,641	245	86	332
そ の 他	145,523	157,667	12,005	13,259	1,253
合 計	1,291,641	1,303,781	12,001	15,337	3,335

(注)「その他」は主として外国債券であります。

なお、上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(益)138百万円は含まれておりません。

上記の評価差額から繰延税金負債4,883百万円を差し引いた額7,118百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

40. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
702,235百万円	7,015百万円	2,618百万円

41. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	26,754百万円
関連法人等株式	4,214
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,196百万円
非上場社債	86,403
非上場外国証券	11,854
その他	67

42. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	625,211百万円	485,514百万円	76,196百万円	43,407百万円
国債	372,765	391,432	60,796	43,381
地方債	131,896	4	9	-
社債	120,550	94,077	15,391	26
その他	1,060	90,612	71,848	2,845
合計	626,272	576,127	148,044	46,253

43. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

 貸借対照表計上額 344,426百万円

 当期の損益に含まれた評価差額（損） 1,448

満期保有目的の金銭の信託はありません。

その他の金銭の信託

 取得原価 10,900百万円

 貸借対照表計上額 10,900

 評価差額 -

44. 売買目的の買入金銭債権の評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

 貸借対照表計上額 79,622百万円

 当期の損益に含まれた評価差額（損） 235

45. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは16,818百万円であります。

46. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,470,328百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,322,409百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

47. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	53,032百万円
年金資産(時価)(含む退職給付信託)	47,812
未積立退職給付債務	5,220
会計基準変更時差異の未処理額	6,659
未認識数理計算上の差異	6,911
未認識過去勤務債務(債務の減額)	4,310
貸借対照表計上額の純額	4,040
前払年金費用	4,514
退職給付引当金	473

48. 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成16年3月31日に終了する営業年度に係る計算書類について適用できることになったことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用しておりますが、これによる税引前当期純利益に与える影響はありません。

49. 「未払金」(前期6,817百万円)については、従来、「その他の負債」に含めて表示しておりましたが、当期において負債及び資本の合計額の1/100を超えたことから、区分掲記しております。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- | | |
|------------------------|----------|
| 2. 子会社との取引による収益総額 | 4,018百万円 |
| 子会社との取引による費用総額 | 6,491百万円 |
| 3. 1株当たり当期純利益金額 | 45円23銭 |
| 4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 32円21銭 |

5. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

6. その他の特別利益は、貸倒引当金取崩額18,837百万円及び遡及的な条例改正に伴う東京都における銀行業等に対する事業税の還付金2,699百万円であります。

7. 長期信用銀行法施行規則別紙様式が「長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成16年4月12日付内閣府令第41号）により改正されたことに伴い、当期から次のとおり表示方法を変更しております。

(1) 債券発行差金の償却額（前期198百万円、当期51百万円）は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、当期からは「債券利息」に含めて表示しております。

(2) 前期において区分掲記していた「税引前当期利益」及び「当期利益」は、当期からは「税引前当期純利益」及び「当期純利益」として表示しております。

第 4 期 利益処分案

株式会社 新 生 銀 行
(単 位 : 円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	247,485,025,538
利 益 処 分 額	4,133,406,960
利 益 準 備 金	689,000,000
第 2 回 甲 種 優 先 株 式 配 当 金	(1 株 につ き 6 円 50 銭) 484,432,000
第 3 回 乙 種 優 先 株 式 配 当 金	(1 株 につ き 2 円 42 銭) 1,452,000,000
普 通 株 式 配 当 金	(1 株 につ き 1 円 11 銭) 1,507,974,960
次 期 繰 越 利 益	243,351,618,578

独立監査人の監査報告書

平成16年5月20日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

監査法人 ト マ ツ

代表社員 関与社員	公認会計士	浅田 永治	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	古澤 茂	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	後藤 順子	Ⓔ
関与社員	公認会計士	宮崎 茂	Ⓔ

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第4期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

長期信用銀行から普通銀行への転換に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第4期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役および使用人から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務および財産の状況を調査するほか、子会社に対し営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的ではない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2、監査の結果

- (1) 会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

3、後発事象

平成16年5月24日、取締役から以下の和解に関する報告を受けた。

株式会社イ・アイ・イーインターナショナルが北マリアナ諸島連邦サイパンの裁判所において再開していた当行に対する損害賠償請求訴訟に関し、当行は、平成16年5月23日、原告およびその関係者との間で、本件訴訟その他国内外で現在係属中の訴訟にかかる全ての紛争についての和解の合意に達したこと。

平成16年5月24日

株 式 会 社	新 生 銀 行	監 査 役 会
	監 査 役(常勤)	齋 藤 宏 二 ㊞
	監 査 役	須 藤 章 ㊞
	監 査 役	保 田 眞 紀 子 ㊞

(注) 監査役須藤章および監査役保田眞紀子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,358,369個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第4期利益処分案承認の件

本議案の内容は、前記添付書類29頁に記載のとおりであります。

当期の期末配当金につきましては、優先株式については所定の配当を支払うほか、普通株式の配当につきましては収益動向等の経営成績やその将来の見通しに加え、安全性や内部留保とのバランスにも留意し、第2回甲種優先株式は1株につき6円50銭、第3回乙種優先株式は1株につき2円42銭、普通株式は1株につき1円11銭とさせていただきます。存じます。

なお、中間配当金として第2回甲種優先株式は1株につき6円50銭、第3回乙種優先株式は1株につき2円42銭、普通株式は1株につき1円11銭をそれぞれお支払いいたしましたので、当期の年間配当金は、第2回甲種優先株式は1株につき13円、第3回乙種優先株式は1株につき4円84銭、普通株式は1株につき2円22銭となります。普通株式は前期1株につき1円11銭でありましたが、当期中に普通株式2株を1株とする株式併合を行っておりますので実質的に同額となります。

また、役員賞与金につきましては計上致しておりません。

第2号議案 取締役3名選任の件

当行は本總會終結のときをもって委員会等設置会社に移行いたします。

それにともなう社外取締役充実等のため、以下3名の取締役選任をお願いしたいと存じます。
候補者の略歴は次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社株式の数
1	ティエリー ボルテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年12月 同社マネージング・ディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長(現任)	20,119株
2	かにしげる 可児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 昭和63年10月 同行岡山支店長 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問(現任)	0株
3	ながしま やす はる 長島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所パートナー (現長島・大野・常松法律事務所) 平成9年1月 長島・大野・常松法律事務所顧問(現任) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 (現任)	0株

(注) 候補者可児滋、長島安治の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の条件を満たしております。

第3号議案 当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員に対し新株予約権10,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 発行する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当行普通株式 10,000,000株を上限とする。

なお、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

10,000個（新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際して、新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の前10取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値に1.01を乗じた

金額（１円未満の端数は切上げ）とする。

なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合および株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

（併合の場合は減少株式数を減ずる）

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成18年7月1日から平成26年6月23日まで

- (6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

新株予約権者は平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切上げる）に限って権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役（社外取締役を除く）・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役（社外取締役を除く）・従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- (7) 新株予約権の消却

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または、当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。

本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が(6)の相続手続きを取らなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

- (8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当行の取締役会の承認を要するものとする。

第4号議案 自己株式取得の件

当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、さらに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時総会の終結の時までに、当行普通株式25百万株、取得価額の総額200億円を限度として買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成16年4月15日付をもって取締役を辞任されました森秀文氏、ならびに当行の委員会等設置会社への移行に伴う監査役制度の廃止により本総会終結の時をもって監査役を退任されます齋藤宏二、須藤章、保田眞紀子の各氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当行の定める一定の基準に従い、取締役については6,469万円、監査役については総額2,664万円の退職慰労金をそれぞれ贈呈いたしたいと存じます。なお、各退任監査役に対する具体的な金額の決定については、本総会終結後に開催される取締役会の決議により組織される予定であります報酬委員会にご一願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
もり 森	ひで 秀	ぶみ 文		平成10年11月	当行取締役副頭取
				平成12年3月	当行専務取締役
				平成16年4月	当行専務取締役退任
さい 齋	とう 藤	こう 宏	じ 二	平成14年6月	当行常勤監査役（現任）
す 須	とう 藤	あきら 章		平成10年11月	当行常勤監査役
				平成12年3月	当行非常勤監査役（現任）
やす 保	だ 田	ま 眞	き 紀 こ 子	平成12年3月	当行非常勤監査役（現任）

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使に際しては、下記事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）をご利用いただくことによるのみ可能です。
なお、議決権行使サイトは、携帯電話・PHS等を用いたインターネットではご利用いただけません。
2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となります。
3. インターネットによる議決権行使をされる場合は、議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否を入力していただく必要がございます。また、株主さま以外の他人による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」の新しいパスワードへの変更や、当社名義書換代理人であるUFJ信託銀行が発行する専用の電子証明書の取得をお願いすることになります。
なお、「議決権行使コード」は株主総会の招集のつど新しいコードをご通知いたしますが、パスワードにつきましては、株主さまが変更されるまで継続的にご利用いただくこととなります。
4. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成16年6月23日（水曜日））の24時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、極力お早めにご行使いただきますよう、お願い申し上げます。
5. 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。
6. インターネットによる議決権行使が複数回にわたりなされた場合は、最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

以上

お電話によるお問い合わせ先
UFJ信託銀行 証券代行部 インターネット議決権行使ヘルプデスク
0120-663-166（受付時間9:00～21:00）

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店 1階新生ホール
- 最寄り駅
- ・地下鉄 - 日比谷線 霞ヶ関駅 (C4出口)
 - 丸ノ内線 霞ヶ関駅 (B2出口)
 - 千代田線 霞ヶ関駅 (C4出口)
 - 都営三田線 内幸町駅 (A7出口)
 - 銀座線 虎ノ門駅 (9番出口)
 - ・JR線 - 新橋駅 (日比谷口)

